

## 九州・長崎特定複合観光施設区域整備実施方針（修正案） 主なポイント

### 第7. 設置運営事業等の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 5. 設置運営事業者の協力義務

(12)防災拠点機能形成及び危機管理（感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組等含む。）・防災対策

MICE施設等の大規模施設の設計・建設に当たっては、災害時の周辺住民の避難施設として利用する機能を有することを求める。

また、設置運営事業者は、立地地域の特性を考慮した事業継続計画（BCP）を作成し、危機管理（感染症対策その他の健康・衛生面の確保のための取組等含む。）体制の確立・運用や災害時の避難対策・安全確保・帰宅困難者対策をはじめとした危機管理・防災対策に適切に取り組むものとする。

なお、特に感染症対策については、関連施設の取組例や感染防止のためのガイドライン等も踏まえ、対策内容や実施体制を定めた計画策定や衛生基準等に係る認証取得等の適切な方策に取り組むものとする。

### 第9. カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項

#### 1. 設置運営事業者と県・市・公安委員会・警察の責任分担の基本的な考え方

IR整備法において、国、都道府県及び設置運営事業者の責務として、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を実施することが求められている。

県・市・公安委員会・警察・設置運営事業者は、ギャンブル依存症、治安悪化、組織犯罪及び青少年への悪影響に代表される、カジノ施設の設置及び運営に伴う懸念事項対策を重点的・横断的に推進するとともに、関係地方公共団体との連携協力にも取り組んでいく。

こうした影響を最小化する観点から、設置運営事業者においては、国の規制を遵守するのみならず、地域特性を踏まえた県内独自の取組に協力するとともに、より主体的に懸念事項対策を講ずることが求められる。

## 第12. その他本事業の実施に関し必要な事項

### 3. 今後のスケジュール（予定）

実施方針（修正案）の公表後、実施協定の締結に至るまでのスケジュールは、概ね以下のとおりである。なお、国の区域認定にかかる手続き等のスケジュール等によって変更となる可能性があることに留意すること。

スケジュール（予定）	内容
<u>2021年1月 目途</u>	募集要項等の公表・公募開始
<u>2021年夏～秋頃</u>	設置運営事業予定者の選定
<u>2021年夏～秋頃</u>	基本協定の締結
<u>2021年夏頃～2021年冬頃</u>	区域整備計画の作成及び公聴会等の実施
<u>2022年春頃</u>	区域整備計画に係る長崎県議会の議決・佐世保市議会の同意 区域整備計画の国への申請
<u>2022年秋頃～冬頃</u>	国による区域整備計画の認定※1
<u>2023年頃～</u>	実施協定の締結・土地の引き渡し・工事着工※2
<u>2020年代半ば～後半</u>	開業予定※2

※1 国のスケジュールは想定。

※2 時期は、設置運営事業者の提案による。